

特別徴収切替届出（依頼）書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div> <p style="text-align: center;">(あて先) 橋本市長 年 月 日 提出</p>	(特別徴収支払義務者)	法人番号 <small>(個人番号は記載不要)</small>											特別徴収義務者 指定番号		
		フリガナ													
		名称 (氏名)													
		代表者名													
		所在地 (住所)	郵便番号	-											

給与所得者	フリガナ											普通徴収	年税額 (ア)			円	
	氏名												納付済税額 (イ)	期分			円
	現住所	郵便番号	-								差引徴収税額 (ア) - (イ)				円		
	住所 (1月1日)												特別徴収 (給与差引)	<input type="checkbox"/> 月分から特別徴収を希望します (納期限は翌月10日です)			
	生年月日	年	月	日									通知書番号				
													普通徴収税額の 口座振替該当有無	有 ・ 無			
備 考																	

(注)・特別徴収税額の通知は、原則書類が届いた月の翌月の中頃となります。

特別徴収の開始月は原則として本届出(依頼)書の受領日の属する月の翌々月からになります。6月1日～6月30日(土・日・祝日の場合は前日)までに届いた場合8月から特別徴収開始。

・6月からの特別徴収の開始を希望される場合は、原則その年の4月10日(土・日・祝日の場合はその翌日)までに本届出(依頼)書を提出してください。原則その日以降に本届出(依頼)書が届いた場合には、7月以降に特別徴収が開始されますのでご注意ください。

・年税額欄には、納税通知書の「年税額」欄の金額を記入してください。

・普通徴収税額のうち、納期限を過ぎているものや過年度に該当するものは、特別徴収に切り替えることができません。